

第61回明石市環境審議会 議事録

日時：平成29年 5月29日（月）午後 3時～

場所：明石市役所 議会棟 2階第3委員会室

○司会（事務局A） 皆様、本日はお忙しい中、明石市環境審議会にお集まりいただきありがとうございます。明石市環境審議会事務局長の事務局Aでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、審議会の開催の前に、計画改定に当たっての諮問を予定しております。諮問終了後に審議会開催となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。なお、神戸新聞様が取材に来られておりますので、冒頭に写真撮影を行いますことを御了承いただけますようお願いいたします。

それでは、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の改定について諮問を行います。これは、地球温暖化対策の柱となる温室効果ガスの排出削減へ向け、近年のエネルギーをめぐる情勢の変化に対応するため、計画の改定を行うもので、市長の附属機関である審議会において御審議いただくため、市長から諮問を行うものです。それでは泉市長、会長、よろしくお願ひいたします。

○泉市長 明石市環境審議会、会長様。明石市長、泉房穂。

ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランの改定について（諮問）。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第52条第2項2号の規定により、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランについて、下記のとおり諮問いたします。

諮問内容、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の改定に関すること。

諮問理由、温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルや事業活動への転換など、環境に配慮した行動推進に向け、平成23年3月に策定した「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」について、エネルギー情勢の実情に応じた計画へと改定する必要があるため。

よろしくお願ひいたします。

○司会（事務局A） ありがとうございました。

ここで泉市長より、委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願ひいたします。

○泉市長 皆さん、こんにちは。第61回明石市環境審議会の冒頭に、一言、御挨拶申し上げます。今、第61回と申しましたが、まさにこの環境審議会は、明石市のこれまで、そしてこれからをつくっていただく、本当に歴史もありますし、重い重い審議会でございます。このたびにつきましては、それぞれお忙しい中、今日もお越しいただいておりますし、これからしっかりとした、諮問に基づいた御議論を賜ることになるかと思っております。

今回については、今お伝えしましたが、低炭素社会につきまして、情勢の変化に応じた改定をお願いするものでございますし、あと、明石市の環境基本計画についての取りまとめもお願いしたいと考えております。あわせまして、関連的には資源の、いわゆるごみの持ち帰りだとかいう議論につきましても、今後いろいろ御相談をしながら進めていきたいと思っております。

御案内になりますが、おかげさまで明石市は明るい話題が増えてきておりますが、やはり重要なのは、この環境面についてもしっかりと対応することだと思っております。ご覧のとおり、明石市は本当に風光明媚な自然もたくさん残っておりますし、また、さまざまな観点から、既に環境行政についても力を入れてまいった認識でございますが、まだまだやれることが数多くあるかと思えます。

特に今回の諮問内容の低炭素社会につきましては、国際情勢、いろいろ言われておりますけれども、少なくとも明石においてはできることを、知恵を絞りながら、1つでも2つでも、将来の子供たち孫たち、そして将来の地球に対して責任の持てるような対応をとっていくことが今を生きる私たちの務めであろうかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

とりわけ、この環境審議会のいいところは、高度の専門性と市民目線、両方が入っているところだと思います。本当に、お詳しい専門家の方もお入りいただいているところでもありますし、市民の皆さんからの忌憚のない御意見も賜りたく思っております。その両方が相まってこそ、明石市の環境行政は前に進むと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、私の挨拶にいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○司会（事務局A） 市長、ありがとうございました。

これで、計画改定についての諮問を終わらせていただきます。泉市長におかれましては、公務の都合によりここで退席いたしますことを御了承ください。

○泉市長 すみません。よろしくお願ひします。

○司会（事務局A） それでは、諮問書の写しを配付いたします。

それでは引き続き、第61回明石市環境審議会を開催いたします。開催に当たりまして、本日の資料確認をさせていただきます。差しかえと追加資料がございますので、あわせて確認していきます。

まず、次第を本日追加でお配りしております。次に、資料1といたしまして、先ほどお配りしました、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランの改定について（諮問）写し。続きまして、資料2-1、第2次明石市環境基本計画（改定版）に対する意見。資料2-2、第2次明石市環境基本計画（改定版）計画最終案。資料3、次期ごみ処理施設の検討について。資料4、資源ごみ持ち去り禁止条例について。資料5、今後の予定について、こちら差しかえとなっております。

参考資料として、明石市環境審議会委員名簿。追加資料といたしまして、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン概要版、カラー刷りのものです。それから、A3横の資料として、神戸市と加古川市の持ち去りに関する条例規定（抜粋）がございます。

資料は以上となっております。不足している資料がございましたら、お知らせください。資料のほうはよろしいでしょうか。

続きまして、事務局体制の変更についてお知らせいたします。これまで、環境部門は環境部の部体制となっておりますが、明石市の組織改正に伴い、環境部から環境室となり、市民生活局に属することとなりました。本日は局長が出席しておりますので、紹介させていただきます。新体制のもと、市民生活局長に就任いたしました、事務局Bでございます。

○事務局B 市民生活局長の事務局Bでございます。皆様方には大変お世話になりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○司会（事務局A） 今後、新体制で審議会を運営してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○会長 どうも皆さん、こんにちは。これから次第に沿って審議のほうをしてまいりたいと思います。

その前に、出席状況のほう、まずお願いしたいんですが、どうなってますでしょうか。

○司会（事務局A） 本日の環境審議会ですが、審議会委員18名中15名の出席をいただいております。過半数の出席をいただいておりますので、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例施行規則に基づき、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、神戸大学大学院の委員F、イオンリテール株式会社の委員G様、市民委員の委員H様におかれましては、御都合により欠席されておりますことを御報告させていただきます。

また、兵庫県東播磨県民局環境課長の馬場敏郎様におかれましては、4月の人事異動で北播磨県民局へ異動されております。後任課長の委員A様に、新たに委員を委嘱しておりますことを御報告いたします。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。今、事務局から報告がありましたように、委員の変更ということで、委員Aが新しく委員になられてますので、委員A、挨拶のほうよろしくをお願いします。

○委員A 東播磨県民局環境課の委員Aと申します。この4月から東播磨県民局環境課へ異動となってまいりました。これからよろしくお願いたします。

○会長 どうもありがとうございました。県からの参加ですので、県の立場として一般的にまた意見いただければと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、議事に入る前に、泉市長から計画の見直しに関する諮問がありました。今、お手元に資料1として届いているかと思いますが、少し事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局C 環境総務課の事務局Cです。よろしくお願いたします。

それでは、先ほど諮問のあった、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランの改定について説明いたします。

この計画は地球温暖化対策に関するもので、平成23年3月に策定してから6年が経過しています。この間、見直しの検討も行いましたが、東日本大震災以降、エネルギーに関する動向が目まぐるしく変化したことや、国や県の新たな方針が示されなかったことなどから見直しを見送っていましたが、昨年5月に国が、ことしの3月には県が、

それぞれ新たな計画を策定しております。このことを受けて、本市においても実情に合致した計画へと改定を行うものであります。

改定に当たりまして、審議会での取りまとめは今年度中を予定しております。昨年度からの基本計画の改定に引き続き、今年度も計画の改定がございますが、どうか何とぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○会長 どうもありがとうございます。

温暖化につきましては、パリ協定、国の計画、県の計画というふうに、新しい動きが出てきておりますので、明石市のほうでもストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランを見直すことになっております。今回はかなり議論のあるところかと思いますが、皆さんの協力で1年間進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件につきまして、何か質問とか、今言っておきたいこととかおありでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、こちらのほうの審議をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、それでは議題のほうに入ってまいりたいと思います。まず、次第1、第2次明石市環境基本計画（改定版）の最終案についてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局C 事務局Cです。引き続きよろしくお願いいたします。

資料2-1に意見を取りまとめたものがございます。こちらを基に説明させていただきます。

第2次明石市環境基本計画（改定版）の最終案の取りまとめに当たりましては、前回の審議会意見を反映させました修正案を作成し、それをもとに3月15日から4月14日までの1カ月間、パブリックコメントを行うとともに、市議会の生活文化常任委員会において説明を行い、本日お渡ししております最終案に取りまとめています。

前回、審議会での意見や提案に対しましては、前回の審議会後、すぐに修正案を作成し、送付対応しておりますので、本日は簡単にそこの修正箇所だけ説明いたします。パブリックコメントと委員会の結果につきましては、提出された意見と、それに対する市の考え方について後ほど説明いたします。

それでは初めに、前回審議会意見への対応について、簡単に修正箇所を説明いたしま

す。意見及び提案は7項目ございました。順に説明してまいります。

1点目は脱炭素化の文言追加で、2点目はこれまでの課題です。これにつきましては3ページのこれまでの経緯と背景の文中にあわせて追加しております。細かい部分は割愛させていただきます。

3点目は6ページなんですけども、地勢・気候に関するグラフの表示の変更と、明石の気象特徴の追加について御指摘を受けました。ここでは1つのグラフに平年値と近年の平均値を重ねた表示に変更しまして、あわせて文中に気象の特徴を追加しております。

4点目は産業に関するデータについてです。これは8ページですけども、グラフが2種類ございますが、前回の審議会の時点で、平成27年度の調査データがどちらも公表されておりましたので、追加できておりませんでした。こちらのデータが先月末に公表されておりますので、今回、最新のものに更新しております。ですので、27年度が追加になっていると思われまます。

5点目は16ページ、大気汚染調査と水質調査の表についてでございます。こちらの表ですけども、当初2つに分かれておまして、見にくいという御指摘がございましたので、1つの表に集約をして表現をしております。

6点目は17ページ、騒音・振動調査の自動車交通騒音の調査対象についてです。達成率が97%となっておりますが、分母がちょっとわかりにくいということで、表中に分母対象を記載しております。また、そのほかの環境基準につきましては、18ページに一覧表で記載をしております。

最後、7点目ですけれども、22ページにネットワークの図がありますが、この表中の文字が白くてはっきりとしない、見にくいという御指摘がありましたので、こちらのほうも見やすくなるよう、文字の色を変更しております。

以上の変更を加えたもので、パブリックコメントと委員会説明を行いました。

それでは、そちらの結果について説明してまいります。

まず、パブリックコメントでは、2名の方から4件の御意見をいただいております。簡単に内容を説明してまいります。1点目は、再生可能エネルギーの導入について、固定価格買い取り制度により、買い取りに要した費用は再エネの促進のための賦課金として消費者が負担しなければならず、電力単価を上げることになるので、市が率先して導入するのはどうかという御意見をいただいております。

こちらに対しまして、市の考え方としては、国におきましても積極的に再生可能エネルギーの導入を推進していることや、導入することにより、地球温暖化対策以外にも

災害時のエネルギー確保や雇用創出の観点からも重要施策に位置づけております。これらのことから、どうか導入推進に御理解いただきたいと考えております。

2点目は、明石市人口ビジョンでは、今後5年間で転入による3,000人の人口増加を掲げていますが、そうなれば宅地開発がさらに進むと思われます。そのような中、生物多様性の保全等はできるのでしょうかという御意見です。

こちらに対しましては、明石市では生物多様性あかし戦略におきまして、市内の里山林やため池群など6つの地域をまとまりある自然として拠点に選定しております。拠点の生物多様性を守るとともに、拠点間を公園や街路樹などのまちの自然でつなぎ、生きものの移動経路づくりを推進することで、生物多様性の保全につながると考えております。

3点目は、環境施策推進のため、環境に関心のない人たちにも啓発ができるような効果的な広報をしてほしいという御意見です。

市といたしましても、啓発は非常に重要と考えております。広報紙による年2回の環境特集の掲載や、パートナーシップ組織でありますエコウイングあかしと協働による環境啓発イベントを、商業施設でありますイオン明石で年3回開催しています。今後は、市が実施する環境以外のイベント等においても、環境に関する啓発を盛り込むよう、庁内の連携を進めていきたいと考えております。

4点目は、この計画には市民の環境行動指針が挙げられていますが、実際に何をすればいいのでしょうか。ごみについてはイメージできますが、温暖化対策や自然環境保全はよくわかりません。この計画に詳細は記載されるのでしょうか。また、環境について詳しく学習する場はあるのでしょうかという御意見です。

この環境基本計画は、目指す環境像や施策の方針を掲げるなど、理念計画として位置づけております。実際の行動例につきましても、個別計画のほうに記載したいと考えております。また、学習の場につきましても、自治会やPTA、御近所同士などのグループで申し込みができる出前講座を御用意しています。環境に関するメニューが多数ありますので、こちらを御利用いただきたいと考えております。

次に、生活文化常任委員会での意見ですけれども、計画案の3ページ、これまでの経緯と背景の中に、パリ協定で「脱炭素化」を目指すことが盛り込まれる等の動きがありと記載されています。状況としましても、パリ協定以後、脱炭素化に向け動いていると思いますが、12ページの基本方針では、低炭素社会の表記になっています。これでは整合性が取れないように思いますという御意見です。

御指摘の脱炭素化につきましても、当初、計画案には記載されていみせんでしたが、

審議会の中でも同じような御意見があったため、経緯と背景の中に記載した形となっております。脱炭素についての記載なんですけれども、こちらは地球温暖化対策と特にかかわりの深い言葉になると思います。先ほど諮問のありました、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン、こちらの計画の改定にあわせまして、改めて議論を行っていきたいと考えております。

前回の審議会を受けての修正点、またパブリックコメント、委員会での意見と市の考え方については以上となります。審議会を受けての修正を行った後、パブリックコメントと委員会を受けての修正というものは特にございませんでした。追加といいますか、前回の審議会で申し上げましたが、8ページのグラフが追加になったというのが変更点という感じになっております。

説明は以上となります。会長、よろしく申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。この資料2-2をパブリックコメントにかけて、今、御説明のあったような意見に対して、市の考え方を説明したということでありませう。この辺で、市の考え方等で特に問題がなければいいですが、何かございましたら伺いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員B、何かありますか。

○委員B 最後のパブリックコメントを拝見して、私もやっぱり低炭素、今から低炭素なあとという違和感はあるんですが、現在の改定版の議論としては、これで行くしかないのかなと思っています。

○会長 一応、言葉としてはこの中にも入ってますので、よろしいでしょうか。

そうしましたらこれを最終案とし、答申を市長のほうに行っていきたいと思ひます。答申が終わりましたら、これを計画ということで、印刷して委員の皆さんに配付したいと思ひますので、事務局、よろしく申し上げます。

それでは、昨年から議論を行ってきました環境計画について、これで終了ということにさせていただきます。

次に、次第2、次期ごみ処理施設の検討についてということで、事務局に説明をお願いしたいと思ひます。よろしく申し上げます。

○事務局D では、2番目の次期ごみ処理施設の検討について、環境総務課の事務局Dの

ほうから説明させていただきます。よろしくお願いたします。資料3をもとに説明をさせていただきますので、お手元のほう、御用意お願いたします。

現在、明石市のごみ処理施設におきましては、平成11年4月に供用を開始しまして、平成29年度、今年度で19年目を迎える施設となっております。現ごみ処理施設では、平成28年度に改定しました「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」明石市一般廃棄物処理基本計画の基本施策8「今ある施策を最大限活用」に計画しておりますとおり、計画的な点検補修等適正な管理を行いまして、安定的な稼働に努めているところではございますが、経年に伴う老朽化が進んでいる状況であります。また、ごみ量の減少などから、現施設でのごみ処理は非効率な面がありますので、将来的なごみ処理施設の整備・運営に向けて計画の具体化を図ってまいりたいと考えております。

今後の進め方についてですが、明石市で大きな方向性を定めていくとともに、環境負荷の低減や大規模災害に対する強靱な処理システムの構築が図られた施設となりますよう、次期ごみ処理施設へ向けた検討を進めてまいります。審議会での検討内容につきましては、主に多くの市民に利用されます余熱利用施設など、附属施設についての検討を中心に、御意見やお知恵を拝借してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。当議事につきまして御意見を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○**会長** ありがとうございます。現施設が19年ということ、かなり老朽化も懸念されているということではありますが、この計画につきまして、建て替えということも計画されているようですが、当審議会では、先ほどありましたような感じで、余熱利用をするとか、ごみ処理施設に限らず、周辺施設も含めた使いやすさとか、新しい利用の方法とかを検討していこうということでもあります。焼却炉の建設に係る計画については審議会で議論せず、施設利用について議論するということです。そういうことよろしいでしょうか。いや、計画そのものもやるということであればまた伺いますが、どうでしょうか。委員C、よろしいですか。

○**委員C** 多機能型ってね、何か電化製品みたいだなと思ってちょっと見てたんですけど。どれだけの多機能がつくのかな、ちょっと楽しみであるような、ちょっとそう思って聞いてみたんですよ。多機能って、どの程度多機能なんでしょうか。

○**会長** 私もわかりませんので、これでどんないい計画が出るか。それでまたいろんなこ

とを検討して、追加をすればいいかと。

○委員 B 質問ですが、この、別でゴミ処理施設は計画をされると、詳細な計画をされると思うんですけど、炉のこととか、規模とかいうものはされると思うんですが、その資料とかいうのも、ここに出てきて、それを何ていうか、周辺施設とマッチしてるかどうかとかいう検討を我々にはできるという意味でしょうか。

○会長 それは多分、計画本体のほうについて出てくれば、ここで開示してやっていきたい。そうでないと無理かなと思いますので、それは、開示は大丈夫ですね。

○事務局 E クリーンセンター担当課長の事務局 E です。建て替えの具体的な素案につきましては、まだ庁内で検討中でございます。検討のレベルなんですけれども、大きく国とか県の施策としまして、まず、今ある施設を長く使いなさいという長寿命化の考え方が1つあります。その次に、近隣周辺都市と広域化を組みませんかという施策があります。その次に、単独で建て替えなさいというようなお話がありまして、この辺について今現在、県や周辺市町村と協議を進めているところでございます。この辺が、結論が出ましたら、具体的な御説明ができるタイミングが来ようかと思いますので、その時期が来れば、こういった場で説明させていただこうと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員 B まだ、広域でやるのか、それともこれを長寿命化するのか、それともやり直すのかというのがまだ決まってないと考えていいのでしょうか。

○事務局 E 具体的には決まっておりませんが、いずれ、施設があることですので、今の施設がいずれどこかのタイミングでは使えなくなる、そのときにはやっぱりこういう多機能型といいますか、市民の方に多く利用していただけるような施設というのは、あらかじめ考えておく必要があるのではないかとということで、今現在、提案させていただいている状況でございます。

○委員 B まず、素案の段階で押さえておかなければならないポイントがあると思うんで

すが、というのが、国が進めているこの3つのことでも、もし建て替えの場合でも、補助率が全然違いまして。この多機能型というふうに、いろんな機能を持たせることと、エネルギーの高効率化ということで、国から降りてくる補助金もプランも全然違いますし、そこらのあたりを共通理解しておかないと、こんなのがいい、あんなのがいいという理想と現実が離れて、乖離していってしまうというおそれもあると思いますので、その辺の素案の押さえ方というようなところ。

○会長 建て替えか長寿命かとか、あるいは広域的利用ですね。その辺の素案で、大体どの方向に絞るかというところで、その前に。

○委員B そうですね。更新がいずれ来るのでとおっしゃっていますので、建て替えるとして。

○会長 その資料は出していただけるんですね。

○事務局E 庁内でもう少し詰めていかないと、曖昧な資料を出すわけにはいきませんので、もう少し。

○会長 ということは、3つ並列にあって、それでどうするかという議論のまとめが今日の審議会に出てくるんですか。

○委員B それとも、建て替えのときにどういうふうにすべきかという審議を我々がしたらいいのか。

○事務局E 今、お願いしようとしているのは、次期施設を建て替えるタイミングで、どういうところを、どういう多機能型の、市民に利用していただける施設にさせていただくかという御意見があるかなというところを、御意見いただきたいというところで考えています。

○委員B わかりました。そのときに、新しい施設に対する国の指針が、先ほど申し上げた補助率の違いであるとか、規模の、エネルギーの効率化と、それと国が言うのが多機能ですね。いろんな機能をこの施設に持たせなさいよと。例えば防災であったり、

普段から市民が使えることであつたりとか、最近では避難所になるような機能を持たせるのであるとか、そういうものを求められていて、それで補助率が違うということがありますので。その辺のベースを押さえておかないと、ここで審議するのがちよつとちぐはぐになってしまうというか。やりたいことと、国の方針と、できることと予算とちぐはぐになってしまうかなという懸念がありますので、その辺の資料をちよつと押さえていただけたらなとは思っています。

○会長 実際には、この、ごみ処理施設の検討ということですが、その検討というのは、この審議会ではどういう資料が出され、どういう審議をすればいいんですか。それとも聞くだけというか、そここのところをちよつとはっきりしていただきたいんですが。

○事務局 E 今のところ考えさせていただいているのは、確かに防災であればこういう補助がつかますというような、委員おっしゃるとおりのお話があるんですが、その枠にあてはめると、我々のかた苦しい考え方になってしまうのかなというのがあります。まず、市民の方に、こんな使い方できませんかという御提案をいただいて、その内容であればこういう補助を使えるかなとか、できればそっちのお話の展開をさせていただけると、いろんな、制限のない中でお話できるかなと。ただ、そういった中では、費用の面で御意見いただいても実施できないという可能性もあるのはありますので、その辺、まさしく今、委員さん御指摘のとおりでして、効率の悪い審議になる可能性もあるのかなとは思っております。

○会長 ということは、多機能型とかいうところで、事務局のほうで提示していただくにしても、この機能等についてはここで自由に議論するということがよろしいんでしょうか。

○事務局 E はい、お願いしたいと考えてます。

○委員 B わかりました。

○会長 そういうことです。

それで、もう一回確認したいんですが、建て替えか、長寿命とか広域ネットワークとか、そこら辺のところの判断については、ここでもいろんな意見を出していいんです

ね。

○事務局 E それについては、かなり高額な費用がかかってきますので、一度庁内で、それについては庁内で議論すべきかなと考えております。

○会長 わかりました。

ということで、本体の大きい、お金のかかるところについてはちょっと、ここで少し業務の範囲を超えるかなということでもあります。多機能施設、そのあたりでどんなことができるかということ、建て替えにしても長寿命化にしても、いろんな施設がつかますので、そのあたりを議論するということによろしいですね。よろしいですか、それで。

○委員 B はい。

○会長 ほかに何かありますでしょうか。どうでしょうか。これについてはもうちょっと、まだはっきりしてないので、大体まとまってきたら資料が随時出てくるかと思いますので、そういう方向で審議をしていくということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

そうしましたら、次であります、資源ごみの持ち去り禁止条例ですね。これにつきまして、事務局から説明のほうをよろしくお願いします。

○事務局 D 資源循環課長の事務局 Dでございます。よろしくお願いいたします。

資料 4 を御用意ください。資料 4 で説明させていただきます。

趣旨としましては、全国的に資源高の影響がありまして、持ち去り行為が社会的に問題となっており、本市でも例外ではありません。それにつきまして、28年度 5 月に策定しました「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」（明石市一般廃棄物処理基本計画）の中でも推進項目として挙げさせていただいております。できれば、この 30 年度に条例化に向けて進めていきたいと考えております。

現在の明石市の状況ですけれども、やはり市民の方々がルールを守って分別して出している資源ごみが、無断で持ち去られる行為が多発している状況でございます。その中で、やはり市民の方からも、対策についての要望もありますし、ちょっと怖い思いをしたとか危険な目に遭ったという御意見も受けておりますので、安心

なまちづくりの1つとしても進めていきたいと考えております。また、持ち去り行為によります騒音でありますとか、ごみの散乱等によって、市民の多くの方々も不安を感じているということを聞いております。

また、資源ごみの持ち去り条例の位置づけといたしまして、明石市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改定ということで、規定を組み込んでいきたいと考えております。

4番の条例改定(案)の概要ですけれども、ここにつきましては、今考えている案でございまして、ここについて、委員の皆さんに協議また御意見をいただきたいと思っております。まず(1)持ち去り行為の禁止というところで、市または市長が指定した者以外の者が、行政回収のためのごみステーションに排出された資源ごみを持ち去る行為を禁止する。(2)、持ち去り行為を禁止する対策としまして、紙類また缶、びん、ペットボトル、金属類等の資源ごみという形であらわしていきたいと思っております。(3)罰則については、持ち去り行為の罰則を設けるというところで考えております。

ところで、大きなA3の資料が、皆さん別途あると思いますが、こちらを見ていただければ、神戸市と加古川市が以前からやっていますので、その条例と規則の分をつけさせていただいております。表側に神戸市の条例、左側が条例、右側が規則となっております。神戸市の場合につきましても、一応、第10条の2の2でうたっていますけれども、ここについては、一応、缶とかびんというものを入れさせていただいてるみたいですが、規則の中でもっと細かく、ポリエチレン製のボトルであるとか缶、また(2)につきましては電気製品、電子レンジ、ステレオなどという形で、細かくうたっているのが現状です。

神戸市の条例の中で、2つ目に、勧告という形で業者を勧告し、業者を指定した中で公表していくと。後に命令して罰則をするという条例になっております。神戸市についてはこういう状況で、条例と規則のほうを策定しているようです。

裏面については加古川市の状況です。加古川市も同じような形で、家庭から排出される一般廃棄物の集積所(以下「ごみステーションと」いう。)に排出された一般廃棄物のうち規則で定めるものについては、市及び規則で定める者以外は、収集し、又は運搬してはならないと。ちょっと、この辺はうちの考えと似てるんですけども、他都市のいいところをとって行って、明石市に合う形をつくればなと考えております。

右側に規則として、また缶、びん、ペットボトル、紙類、布類、あと電子機器ですね。電気類、ふとん、タンスとか鍋とか自転車、ちょっとこの辺につきましては、明石市

の中で言えば粗大に入る部分がありますので、この辺、またちょっと中身が変わってくるとは思いますけれども、こういうふうに規定しております。

条例の中で罰則規定を設けて、20万円以下の罰金を科すという形で考えているのが加古川市の状況でございます。明石市については、まだ今挙げさせていただいたように、罰則を設けるという段階で、どの形がいいのかというところにはまだ決まってませんので、委員の皆様にご意見をいただいて、また来月からのパブコメでも御意見をいただいた中で精査していきたいと考えております。

また、ちょっと資料なんですけれども、神戸市と加古川市の状況なんですけれども、取り組みですね。持ち去り禁止条例を入れる前の年に、神戸市のほうでは金属類、ガラス類、ペット類というのが5.3%、6.3%というふうに、回収率が上がっております。加古川市につきましても、条例を入れた後に、少しずつ回収率が上がっているという状況です。

罰則規定につきましては、神戸市につきましては、28年度の7月から29年の5月まで、勧告は12件打っていますけれども、公表、命令、罰金まで行っていないのが状況となっております。加古川市はそういう形ではありません。

あと、他都市の分で、近隣で言いますと、予算の中で大きく費用がかかっているところ、ちょっとデメリットになってるところだと思います。神戸市につきましては、年間2,500万円ほどの費用がかかっていると。加古川市については124万円の人件費がかかっていると聞いております。ただ、明石市についても費用があるんですけれども、職員でのパトロールを考えていますので、ここについては何とかクリアしていきたいと考えております。

あと、5番目につきましては他都市の状況という形で、県内の持ち去り条例を制定している都市を挙げさせていただいております。

裏面に行きまして、6番で、条例施行までの取り組みというところで、今回ここで上げさせていただいて、皆さんの御意見を聞かせていただきたいと思っております。また、後にパブリックコメント、6月中ごろから7月中ごろまで1カ月間かけて市民の皆様のご意見を聞いた中で、8月の審議会でその中の精査した分を発表したいと考えております。9月の市議会の委員会で報告し、12月で議案提案をさせていただいて、条例改正に向け、1月、2月、3月で周知期間として市民の方々に周知していく形で、来年4月1日には条例施行に向けた動きを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

この、ごみの持ち去りですが、今、スケジュールにありましたように、30年の4月1日にもう施行したいということでもありますから、本年の12月には議会に提案したいということでもあります。それから、ちょっと前に戻ればもう6月か7月にはパブリックコメントということで、原案をつくって、それをパブリックコメントにかけたいということです。原案につきましては、今ありましたように、神戸市と加古川市ですね。このあたりの資源ごみというのをどうするかというところ、若干違いはあるんですが、今の説明によりますと資料4の4番の条例改正（案）の概要というところで、持ち去りを禁止する対象ということで、紙類と缶、びん、ペットボトル、金属類等の資源ごみということで、たんすや机など、そういったものは入ってない。それから大型ごみは除くのか入るのか、そこら辺のことはどう、今、説明されましたかね。

○事務局D 大型ごみについては、明石市は粗大ごみとして有料回収をやっていますので、そこについては除くべきかなと。

○会長 除くべき、はい、わかりました。なら、こういうことで、これで審議をやっていくということで、今日の予定、5月29日はこれで、今の説明等でありましたところで御意見を伺うということで、それを踏まえてパブリックコメントを作成していきたいということです、自由に御意見をいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員D 市民が出したごみが持ち去られることによって、環境室だけの管轄じゃなくなるんですね。罰則というのはやっぱり警察も絡んでくるというか。すると、警察との協定といいますか、パートナーシップの何かを結ぶとか、そういうことも必要じゃないかなと思います。これは1つの提案として伝えておきたいかなと思っています。結構、我々でも捕まえることも難しいですし、罰則も難しいですので。やっぱり警察の力というのにも必要かと思うんです。そのときに、やっぱり1つの協定みたいなのを結んでもらってやってるほうが、ちょっと近道になるかもしれないかなと思いますので。

○会長 どうもありがとうございます。やはり罰則とか、警察との関係ですね。その辺の協議はされてるんでしょうか。今の御質問にお答えしてください。

○事務局D やはり罰則、罰金となれば、まず検察庁との協議もありますし、明石警察とも協議する予定でございます。明石警察がどういう対応をしていただけるのか、どういう形になるのかということの協議はこれから進めていきたいと思っております。

○会長 そういうことであります。よろしいでしょうか。ほか、どうでしょうか。

○副会長 今、予算の例の御紹介がありました。それで、神戸市と加古川市で桁がかなり違うのですけれども、市の規模とかいろいろな理由はあると思うんですけれども、やり方の違いでこの予算の違いが出てきているのかなとも思うんですが、そのあたり、何か情報があったら教えていただけますでしょうか。

○事務局D 加古川市のほうにつきましては、パトロールを委託業務に任せているみたいなんです。委託料として124万円という金額が上がっています。その委託というのは人件費の部分も含まれていると聞いております。それと、あと神戸市についてはやっぱり地域が広い部分がありまして、これ自体のパトロール委託料が1,500万円。やはり、まちの大きさが違いますので、そこで委託料が大分変わってきてる部分だと思います。あとは報償費でありますとか、備品代とか広告費用というので330万円ほど、神戸市についてはかかっているというところで、予算として2,500万円上がっていると聞いております。

○副会長 神戸市の委託料以外のものところが、すいません、ちょっとわからなかったんですが。

○事務局D 備品と広告費用で330万円。あと、報償費ということで420万円上がってるんですけど、これ、28年度実績いう形で上がってるんですけど、ここについては、警察OBによる現場による勧告書の発行などということで聞き取りはしてるんですけども、細かいところの内容はわかってないんですけど。

○副会長 報償費とは？。

○会長 警察への協力の何かということですか。

○事務局D そうだと思えます。警察OBというふうに書いてますので。

○副会長 1件挙げたら、成績が上がるというポイント制みたいな感じですかね。

○会長 委員E、どうですか。ごみが持ち去られることありますか。

○委員E ごみ持ち去り禁止条例で、いろいろ熱心なところについてはかなり住民と業者と申し合っています。もみ合いしたという話も聞いております。そういった中で、皆さん御存じのように、加古川、神戸のちょうど真ん中が明石です。条例ができてない明石にみんな持ち去りに来ているわけです。それを早く何とかしなければということで、行政と話をし、持ち去り禁止条例を早く立ち上げてくださいというようなことで、今、こういう状況になっているわけです。

やはり、一番は何かと云ったら、資源ごみは町内の財産であり、また、市の財産でもあるということ、持ち去り者の生活費と違うわけなので、やはりそこは行政がきっちりしないといけないということです。そこが一番大事だと思います。

罰金とかまだ決められてないところなんですが、やはり警察も持ち去りを発見して、住所もわかって、きっちり押さえているところ、ごみを開けた時点で間違いないというところも来てます。

だから、我々一体何をすればいいのかということです。見つけたら、即電話するしかないわけです。それをしてどうなるか、写真でも撮ってすぐ通報できればいいですけど、車のナンバーを見てもすぐ覚えられないです。そういうのも多々ありました。そういうのはもう行政にお願いして、我々がタッチしたらまた何かもめごとになったらかなわないので、行政にお願いしたけど、やはりそれどまりです。言って終わりという形になっておりました。ですから、とてもじゃないけどやっておられんなという部分もあります。

加古川とか神戸市が条例を施行しましたと去年発表されたので、もう当然だと思いますが、最近では他都市の車、全然知らない車が多く明石に入ってきて来ています。それではだめということで、早急に市にお願いしている状況です。

一番の問題は何かと云うと、この持ち去り禁止条例だけじゃないですが、環境審議会でもいいことが決まっても、やはり末端の市民まで浸透できてないところがすごい残念です。いかに隅々まで浸透さすかというのが大事だと思います。これは公共でやるのか、公助でやるのか、自助でやるのか、そこらの問題です。我々のまちを我々で守れ

というのは当然のことですが、それをする上で何が一番大事なんだといたら、そこらが一番大事だと思います。

ただ広報だけやってますじゃだめだと思います。熱心な人は見えますが、熱心じゃない人はごみのことなんか誰も見ていない。この場の委員の方はごみに関して関心はありますが、関心レベルの低い人をどうするんだということが一番大事だと思ってます。話したら長くなるのでそれぐらいにしときます。

○会長 ありがとうございます。資料4のところですね、現状のところにも書いてありまして、やっぱり市民の分別意識の低さとかいうところもあつたりというところで、ごみの減量とかに悪影響ということがひょっとして出るかもわからないとかいうこともありますので、その辺の趣旨とかいうことで、行政と市民と警察と、地域の団体の提携とかに少しウエイト置いて書いていただいたほうが、やっぱり市民にやっていただく、協力してやっていただいて、行政と協力するということも出てくるかと思えますので、その辺がもしあれば、前文とか何かのところに書いていただければと思います。ほかに何か。

○委員C この資源ごみ持ち去りというのは、いわば市の財産を持っていかれるという意味ですね。今聞きましたら、神戸市でも何千万という費用をかけて、変な言い方ですけど、それだけのコストをかける以上のものが持っていかれているという計算によるんですか。

○会長 どれぐらいかというのは私もわからないんですが。

○委員C それは単に、勝手に布団や何か書いてある加古川さん、いやあ、持って帰ってもらったら助かるなど。大型ごみは明石なら有料やのにとか思って。ちょっと冗談半分にお隣と話しさせてもらったんですけど。結局、そのコストだけの問題だけじゃなく、道義の問題もあると思いますけれど、そこまで費用をかけて、罰則つけてという、損得だけに限って誠に申しわけないんですが、お金だけで言えばどうなんでしょうね。それ以上持って帰られるんでしょうか。

○会長 それでは事務局のほうで。

○事務局 D 今の中で言えば、委託料と収益とで言えば、余り利益はでないと思います。

○委員 C そうですよ。

○事務局 D はい。費用対効果で言えば、確かに費用のほうがかかっていると思います。

今、持ち去りは明石でも紙類なんか20%ぐらい下がっているんですけども、そしたら、持ち去り条例入れたら一遍にプラスになるかと言え、実際はならないと思います。

でも、やはり今言ったみたいに、地域との協力によって変わる部分はありますし、今、委員さんが言われたみたいに、他府県ナンバーがやっぱり町内とか地域に入ってきて、やっぱりにらまれたとか怖い目に遭ったとか、もう真っ暗な黒塗りの、僕らパトロール行ったら3台ぐらい会うんですよ、他府県ナンバーに。やっぱりそういうのがある中で、それをほうっておいていいのかと、費用対効果だけのことを考えれば、確かに損得だけで言えばやらなくてもいいのかなとなりますけど、やっぱり地域に戻っていく、そういうところを考えれば、やはり入っていくべきかなと。

それと、あと会長が言われたように、やはりそういうことをほうっておけば、市民との信頼関係も、市との、なくなりますし、せっかく分別して出してもらってるやつが、そういうふうは無断で持っていかれるやつを放置しておけば、やっぱり分別意識も下がってくる、リサイクル率も下がるんじゃないかという、これはやっぱり市が考えてますので、費用対効果だけを考えればちょっとしんどいんですけども、全体的なことを考えれば、やっぱりやっっていくべきかなとは思っています。

○委員 C よくわかりました。

○会長 でも、大型ごみはシールか何かを出すんですか。

○事務局 D そうですね。粗大ごみについてはその物によって300円のシールを何枚か張っていただいて、予約していただいて、それを持ち込みしていただくか、うちのほうで粗大ごみをとりに行くという方法をとってますので。

○会長 粗大ごみで持ち去られることはまずないんですか。券だけ残ってるとか、何か物がなくなるとかいうことは。あるんですか。

○委員 A 多分、神戸市でも粗大ごみは有料化されていると思います。その中で、神戸市の持ち去り条例は粗大ごみが含まれていて、明石市が今回検討されている部分には含まれてない。その部分をどのように整理をされるのかは、1つポイントになるのかと思います。

○事務局 D そのところは大きな問題、いろいろ市内でも話しさせていただいて、今言うた中では、うちの中で、ごみステーションが基本になってくると考えているんです。それで、有料化について、粗大ごみの、家で予約して、シール張ってとりに来てもらうというのは、ステーションも使うんですけども、基本的には家の前に出していただいて、予約して、何時にとりに行きますよというようなとり方をしてますので、そこまで大きく範囲を広げるのかどうかというところになってるんですね。

だから一応、ごみステーションに出されたごみ、それプラス、市が定めた事業者、委託業者とか許可業者の運送を除くというような、だめですよという形で進めていけたらというのが今の現状です。ただ、今の御意見の中で、やっぱり粗大ごみがあるという御意見があるのであれば、パブコメの中でもいろんな意見があれば、それに対してどうやって対処できるのかというのを含めて、今後、検討していきたいなと思っております。まだ決まったわけじゃないので、ここで御意見いただいて、パブリックコメントで御意見いただければ、できる限りの改善策で考えていきたいなと思っております。

○会長 ということは、神戸市と加古川市で、大型ごみが入っているということと読めるんですが、これで、そういうふうな意見が審議会でかなり強いということと、パブリックコメントで意見があれば、それも入れて、その持ち去りを禁止する対象物に入るということも考えてよろしいんですか。

○事務局 D そうですね。ただ、そうなってしまえば、家の前に出ているものもという考え方もできますので、そこを入れられるかどうかですね。加古川市については、粗大ごみ、月に1回、2カ月かな、無料で回収しています。だから、それについての持ち去りというのは確かにあると思うので、加古川市は入れるべきであると。明石市は有料でやっている部分がありますので、ちょっとそこは違うところかなというところもあります。

○会長 わかりました。この辺で、ちょっとどうでしょうかね。御意見ありましたら伺いますが。

○副会長 両側の自治体で条例があるということは、まずその条例はつくらないとまずい。まずいといいますか、どう考えてもねられますので。だから、条例、規則は、明石市はつくるべきかというのがまず大前提であると思います。

次に、どうする、どうしてこれをつくるかという話ですけれども、まずその資源ごみ、資源になるごみ、つまり売ったらお金になるごみ。それを、例えば地域の活動にもつながっているという、資産ですよ。それを出す日に勝手にステーションから持っていくと。それは業者の人は悪いことをしてるわけですね。だから、これをきっちりやめてもらいましょうということがまず1つあると思うんです。皆さんは、その人たちの生活のために分けて出してるわけじゃないわけですし。ですから、まずそれは、資産はちゃんと守りましょうということで、条例をつくったらいいと思います。

次に大型ごみのことなんですけれども、今お話をお伺いしながら考えてたんですが、明石市は有料であると。つまり、ごみを出した人がお金を払って処理してもらおう。そのお金は先に払うんですか。

○委員C 先にシールを購入します。

○副会長 シールですか。わかりました。これ、後払いだったら、持って行ってもらってもと思ったんだけど、処理料金は先払いですか。そうなると、やっぱり持ち去りについては考えないといけないですね。

○委員E ちょっいいですか。有料化というのは、リサイクル、再資源化しよるわけですよ。出した分についてリサイクルで使える分はリサイクルして、市民に提供するということやってるんですよ。

○副会長 リユースですね。

○委員E そういうことですね。

○事務局D 一部行ってます。

○委員 E そこが一番大事なんです。シールを買って張り、引き取りに来てもらい、使えるものであれば修理して、再利用で市民に提供しているということを明石市でするわけです。お金払って、シールを買って張って、引き取ってもらって捨てて下さいじゃないに、再利用できるものは再利用しているということで、有料で引き取っています。それでも結構いいものがあります。ですから、そういうことを知らん人も結構いるわけです。やはりいいことはもっとみんなに浸透させていきたいというのが、一番大事だと思います。

○会長 それか、大きいもので、処理費がかかるということで、それを一般に出されると困るから、その分は余計に費用を払ってもらおうというところがあります。

○副会長 それは基本的なものですな。

○会長 そうです、はい。

○副会長 それと、やっぱり有料になると、大型ごみになりそうなものを買うときに、これは処理するときにお金かかるなと思えばちょっと考えますから、発生抑制にもなるということかと思えますね。わかりました、ありがとうございます。

だから、もう一回戻りますけど、条例、規則は、やはり明石市は早急につくられたほうがいいと思いますし、つくったからには、まず周知徹底するということで、そのときに同時に、例えば分別とかいうことに関しても、市民の方たちにももちろん周知徹底するし、でも、一番周知徹底したい相手は持ち去りをする人たちですよね。だから、ステーションを中心にとということで、多分ステーションにばんと、そういうのをアピールするような、何かもう手出しはできない感じのものを出していただくといいかもしれないと思いますね。

○委員 E 鍵のかかる場所であればいいですが、それはできないですもんね。

○副会長 目の絵で、見てるぞみたいなのじゃだめでしょうか。

○会長 いろいろな、御意見があり、かなり大きいことも出てるんですが、その改正とか何か原案をつくっていただくということなんですが。それと、この審議会との関係で

見ると、5月29日に意見ということを書いてあって、すぐ次がパブリックコメントということになっていますので、ここに出されたいろいろな意見を事務局のほうで取りまとめるといふことよろしいですかね。

○事務局D はい。

○会長 それなら、大型とかが入る、入らないということは、市に任せてよろしいですかね。

○副会長 条例そのものをパブリックコメントにかけるんですか。

○事務局D 違います。今の内容で、内容でパブリックコメントをかけさせていただいて、市民の方々に御意見をいただきたいと考えています。

○副会長 この内容ですね。わかりました。

○事務局D ご意見をいただければ、その中で、市の中でどうやっていくかということを経査していく分を、8月にここを出していきたいかなと考えております。

○会長 ということは、持ち去りで、資源ごみとか、大型ごみですね、その辺で、有料で、お金払ったものも対象にしてほしいとかいうことであれば、このパブリックコメントに意見を出せばいいということ。

○事務局D そうですね。

○会長 審議会ではこういう意見が今、出てるということですね。

○事務局D はい。その中で、市の考え方も、こういう考えですというのを示していきたい。

○会長 はい、わかりました。ほかに、この持ち去り条例についてご意見ありますか。

○委員B 直接関係ないかもしれませんが、ごみってそもそも製造者責任というか、製造者がコストをかけて、利益を出しているわけです。市民の方が一生懸命、よかれと思ってリサイクルに協力したり活動してるけれども、儲けているのは一番は製造者なので、製造者にもうちょっと協力をさせていただいて、それを市がすごく、神戸市なんか何千万もかけてごみの管理をするというのも、安全面から見てもおかしい話ですね。それをもうちょっと、事業者さんとかに協力を求めるなり、運用で御協力いただいて、行政コストが余りかからないようにするとか、もうちょっと協力を求めてもいいように思うんですね。

そもそも、もうちょっと事業者が責任を持ってごみを処分すべきというか、管理をすべきということはあると思うので、売ったら終わりということではないと思うので、そこをもうちょっと勘案しないと、つくるほうは売ってもうけるけれども、あと、行政コストばかりかかっていくというのがごみの一番の、今、問題点だと思っています。ひいては税金にすごく反映されてしまうので、いい社会を考えると、やっぱりもう少し製造者にとって責任のあるような体制にしないと、解決しないかと思いますので。ちょっと希望的に。

○会長 その気持ちはよくわかります。事業者と市民と行政と警察署とかいうふうな連携という感じで。

○委員B そうですね。ちょっと見回りに協力してもらおうとか、いろいろ、コストの分散とかね、何かしていただくとかいうことがないと、行政ばかりコストかけたり、市民ばかりえらい目したりとかいうのは、ちょっとおかしな話だと思います。

○会長 非常に重要な、ありがたい意見ですので。

○委員B 運用は難しいかとは思いますが、要望として。

○会長 はい、わかりました。事務局も、今の要望、ちゃんとまたお聞き置いてください。そういえばそうですね。事業者が抜けてますよね。売ってる側のところが抜けているという感じですので。そういうところも一緒に入れて、全体でつくるということであれば明石市らしいものができるかもわからないと思いますね。ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これで意見を自由に出していただいたということですので、事務局のほうはもう一度、概要のところを直すとか直さないとかいう判断をちゃんと入れていただいて作成していただくということにします。よろしいですか。

そうしましたら、最後、今後の予定につきまして、資料5のほうで説明のほうをお願いします。

○事務局D 環境総務課の事務局Dです。今後の予定について説明させていただきます。お手元の資料5を御準備ください。

まず、平成29年6月中旬に、先ほどパブリックコメントの説明をさせていただきました。また、内容の修正の説明をさせていただきました、第2次明石市環境基本計画の改定について答申を行います。また、今年度、環境審議会におきましては、あと4回予定しておりまして、次回、平成29年8月上旬に、審議内容としまして、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランについて施策提案のほうをいたします。また、資源ごみ持ち去り禁止条例につきまして、先ほどパブリックコメント等、修正内容について議論いただきます。また、その他について議論をいただきます。

続きまして、平成29年9月下旬、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランについて（素案）についての議論をいただきます。また、環境レポート（素案）、その他についての御議論をいただきます。平成29年11月中旬におきましては、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランについて（素案のまとめ）について御議論いただきます。また、環境レポートの取りまとめについても御議論いただきます。

最後、平成30年2月中旬におきまして、ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランについて、パブリックコメント等の報告を行います。また、資源ごみ持ち去り禁止条例についての最終の取りまとめになります。自然環境部会の報告につきましても、開催の予定をしております。

以上です。

○会長 どうもありがとうございます。

ということで、1年かけてストップ温暖化！これの改定をやっていくということ、ごみの持ち去りですね、資源ごみの持ち去りの条例と、環境レポートと自然環境部会ということで、非常に盛りだくさんになってますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。何か言っておきたいこととかありましたら伺ひますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。これを言っとかなとかいうことは。

そうしましたら、これで議事のほうは終わりたいと思います。マイクを事務局にお返しします。よろしいでしょうか。

○司会（事務局A） どうもありがとうございました。次回の開催なんですけれども、8月、先ほど御説明いたしましたとおり8月上旬を予定しております。日程が決まり次第お知らせいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。